

革新的GX技術創出事業ガイド (研究者向けハンドブック)

 **Gtex** Green
Technologies of
Excellence

令和5年10月

JST 未来創造研究開発推進部

はじめに

革新的GX技術創出事業(以下GteX)では、我が国のアカデミアにおける基礎研究力の高いポテンシャルと蓄積を最大限活用し、大学・国研等における研究開発及び人材育成を支援し、革新的な技術シーズの創出や人材輩出の観点からGX(グリーントランスフォーメーション)の実現への貢献を目指します。そのために、大学等のトップレベルの研究者がオールジャパンの統合的な「チーム型」で行う研究開発を支援します。

本ガイドは、本事業で研究開発を進める方々等を対象として、研究開発計画、研究開発費執行、成果の発表、研究評価等の研究開発推進上のポイントを解説したものです。

本事業の研究開発費は、国民の貴重な税金でまかなわれています。よって、JSTが定めるルール及び各所属機関が定めるルールを遵守し、研究開発費の公正かつ効率的な使用に努めてください。

◆GteX用語解説

領域	文部科学省が策定した「革新的 GX 技術創出事業(GteX)」基本方針および「革新的 GX 技術創出事業(GteX)」研究開発方針を踏まえ、日本のアカデミアの将来的な貢献が大きく期待できる分野として設定。
公募テーマ	各領域に設置される、チーム型研究を対象とした具体的なテーマ。公募・選考は、公募テーマ単位で実施。
プログラムオフィサー(PO)	領域を統括し、専門的な知見を有した AD 等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選定、サイトビジット等を通じた日常的な進捗管理(研究開発計画の調整や助言等)や評価等を実施。
研究開発課題	公募に対して提案・採択された研究テーマ。
研究開発題目	研究開発課題の下に委託研究契約単位に設定される委託研究の名称。
研究開発チーム	チーム型研究における各公募テーマにて採択される研究開発課題。研究開発を実施する単位。
チームリーダー	研究開発を推進する研究開発チームの責任者。
グループ	チーム型研究における研究開発チームにおいて、要素技術の研究開発やメカニズムの解明などを担う。グループリーダーとグループメンバーから構成される。
研究開発代表者	チーム型研究のチームリーダー、革新的要素技術研究の研究開発課題を代表する研究者の総称。研究開発課題を代表し、研究開発課題等全体の研究推進に責任を負う研究者(JSTは研究開発代表者が所属する大学等、企業等の研究機関と委託研究契約を締結する)。
主たる共同研究者	チーム型研究のグループリーダーおよび、委託研究の契約代表となるグループメンバー。(JSTは主たる共同研究者が所属する大学等、企業等の研究機関と委託研究契約を締結する)。
研究開発担当者	研究開発代表者及び主たる共同研究者(委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者)。
研究開発参加者	当該研究題目に参加する研究開発計画書に記載のメンバー。
研究開発計画書	研究開発課題単位で作成され、POの承認を得た当該課題の研究開発計画。

目次

■はじめに	2
■全体概要	
1.革新的GX技術創出事業とは？	4
■研究開発計画・研究開発費執行	
2.研究開発チーム編成は？	6
3.研究開発費の決定は？	11
4.研究開発費は何に使えるのか？	13
5.機器の共用や合算購入は？	18
6.費目間流用は？	19
7.次年度への繰越は？	20
8.移籍・異動が発生したら？	22
9.ダイバーシティの推進について	23
10.公正で誠実な研究の推進に向けて	24
■研究開発成果	
11.研究開発成果の扱いは？	25
■研究開発評価	
12.評価は？	30
■留意点	
13.その他、研究開発推進上の留意点	31
14.社会実装に向けた成果展開のための支援	33
15.JST情報サービスのご案内	34

1.革新的GX技術創出事業とは？

～研究開発代表者・主たる共同研究者の責務と役割～

■研究開発代表者と主たる共同研究者の責務と役割

- 研究開発代表者と主たる共同研究者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、自己の研究開発チームないし研究グループ全体に関して、公正かつ効率的に研究開発費を執行し研究開発を実施する責務があります。
- 研究担当者および研究参加者は、研究開発上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために、JSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を修了してください。
- 研究開発代表者には、研究開発計画の立案と実施に関することをはじめ、研究開発課題の実施全体に責任を負っていただきます。研究開発に参加する研究開発機関においては、「実施規約」の締結、「知的財産取扱方針」「共通研究機器運用指針」「データマネジメント方針」の遵守等、研究開発機関ともご協力のうえ、適切な研究開発活動を推進してください。
- 研究開発代表者は、研究開発計画書や研究報告書等の提出や、研究開発課題評価に対応してください。また、JST事務局やPOが随時求める研究開発進捗状況に関する報告等に対応してください。
- 研究開発代表者は、研究開発課題、研究開発費の執行管理・運営(支出計画と進捗管理、事務手続き等)を研究開発機関とともに適切に行ってください。また、研究開発に参加する者の管理等も適切に行ってください。
- 主たる共同研究者は、配賦されている研究開発費の管理(支出計画と進捗管理、事務手続き等)を研究開発機関とともに適切に行ってください。
- 研究開発参加者や、研究開発費で雇用する研究員等の研究開発環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- 研究開発費で雇用する若手の修士・博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。
- 知的財産権の適切な取得を進め、国内外での研究開発成果の発表も積極的に行ってください。なお、外部発表や特許出願にあたっては、POの承認が必要となります。
- JSTと研究開発機関との委託研究契約およびJSTの諸規定に従ってください。
- 上記の他、本紙32ページ以降の「[13. その他、研究開発推進上の留意点](#)」を確認し、該当があれば、適切に対応してください。

■JSTによる事業運営への対応

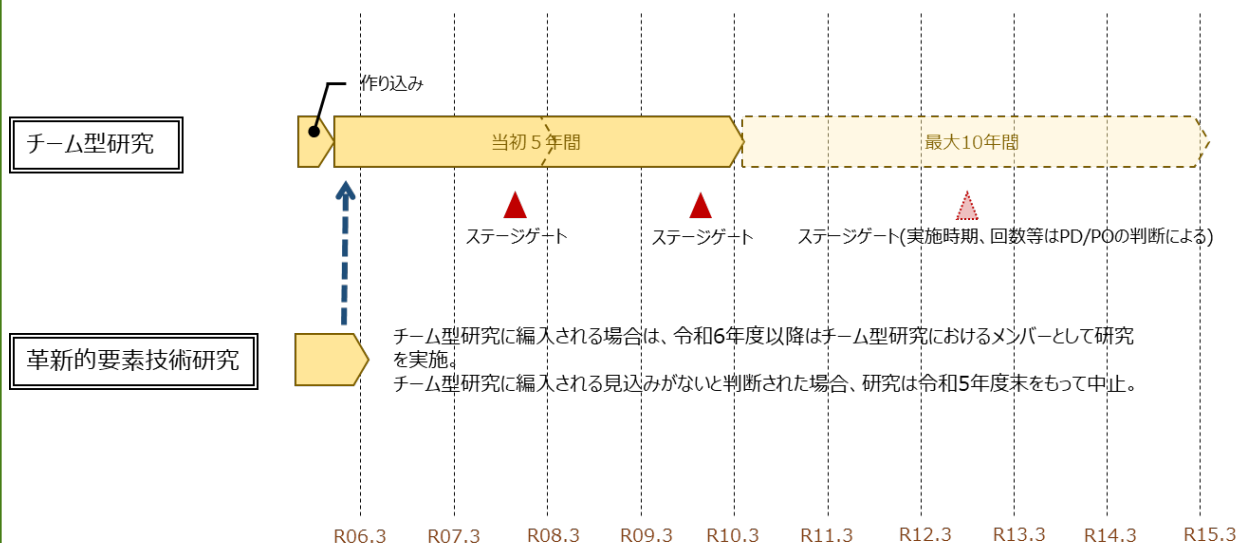
- JSTによる経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- GteXに係る評価等や、研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

1.革新的GX技術創出事業とは？

～事業スケジュール～

令和5年度採択のチーム型研究における研究開発期間は、当初5年以内です。期間中にステージゲート評価を行い、研究課題の中止、見直し、加速、強化等を判断します。

令和5年度採択の革新的要素技術研究は、チーム型研究に編入される見込みがないと判断された場合、令和5年度末をもって中止となります。



- チーム型研究に関して、令和5年度採択研究開発チームの研究開発期間は、当初の研究期間は5年以内とします。研究期間中にステージゲート評価を行い、研究課題の中止、見直し、加速、強化等について判断します。詳細は、本紙31ページ「[12. 評価は？](#)」をご参照ください。
- 革新的要素技術研究は、チーム型研究の要素技術となり得る革新的な発想について、フィージビリティスタディを行うものです。令和5年度採択の革新的要素技術研究は、チーム型研究に追加する要素技術となり得ると判断された場合、令和6年度以降はチーム型研究におけるメンバーとして研究開発を実施していただきます。令和6年度以降の研究開発費は、編入先の研究開発チームに配分されている研究開発費より支出されます。一方、チーム型研究に編入される見込みがないと判断された場合、研究は令和5年度末をもって中止となります。

1.革新的GX技術創出事業とは？

～スケジュール～

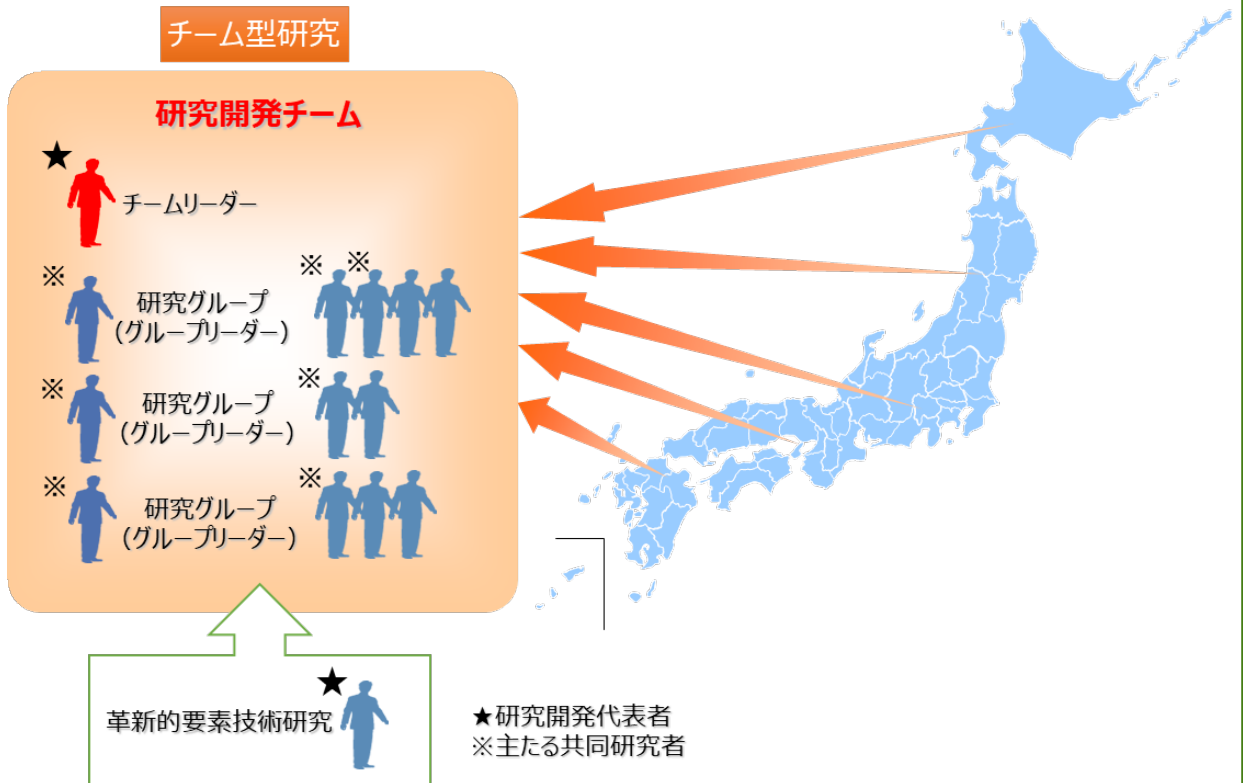
■令和5年度採択研究開発チームの場合

		研究者向け	機関事務局向け
令和5年度	9月～	研究開発計画書の作成	
	10月1日	<採択課題 研究開始> 令和5年度研究契約締結	
	12月～1月頃	研究開発計画書の改訂	
	2月～3月頃	令和6年度研究契約締結手続き	
令和6年度	3月～5月末 ※具体的な締切日等は、事務処理説明書を参照	令和5年度年次報告書の作成	令和5年度決算書類の作成 令和5年度 委託研究費の精算
	12月～1月頃	研究開発計画書の改訂 (令和7年度も契約を継続する場合)	
	2月～3月頃	令和7年度研究契約締結手続き(令和7年度も契約を継続する場合)	
	3月～5月末	令和6年度年次報告書の作成	令和6年度決算書類の作成 令和6年度委託研究費の精算
		令和7年度～終了年度については、基本的に令和6年度と同じスケジュール	
令和7年度～	ステージゲート評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発代表者による評価用資料の作成 ・ステージゲート評価会の実施(年度・時期は課題によって異なります) 	
終了年度	事後評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発代表者による終了報告書の作成 ・事後評価会の実施 	
研究開発終了後 一定期間を経た後	追跡評価	JSTが実施する追跡評価にご協力ください。	

2.研究開発チーム編成は？

～研究開発チーム編成のポイント～

研究開発代表者を中心とし、研究開発代表者が研究開発チーム全体に責任を負う研究体制を構築してください。



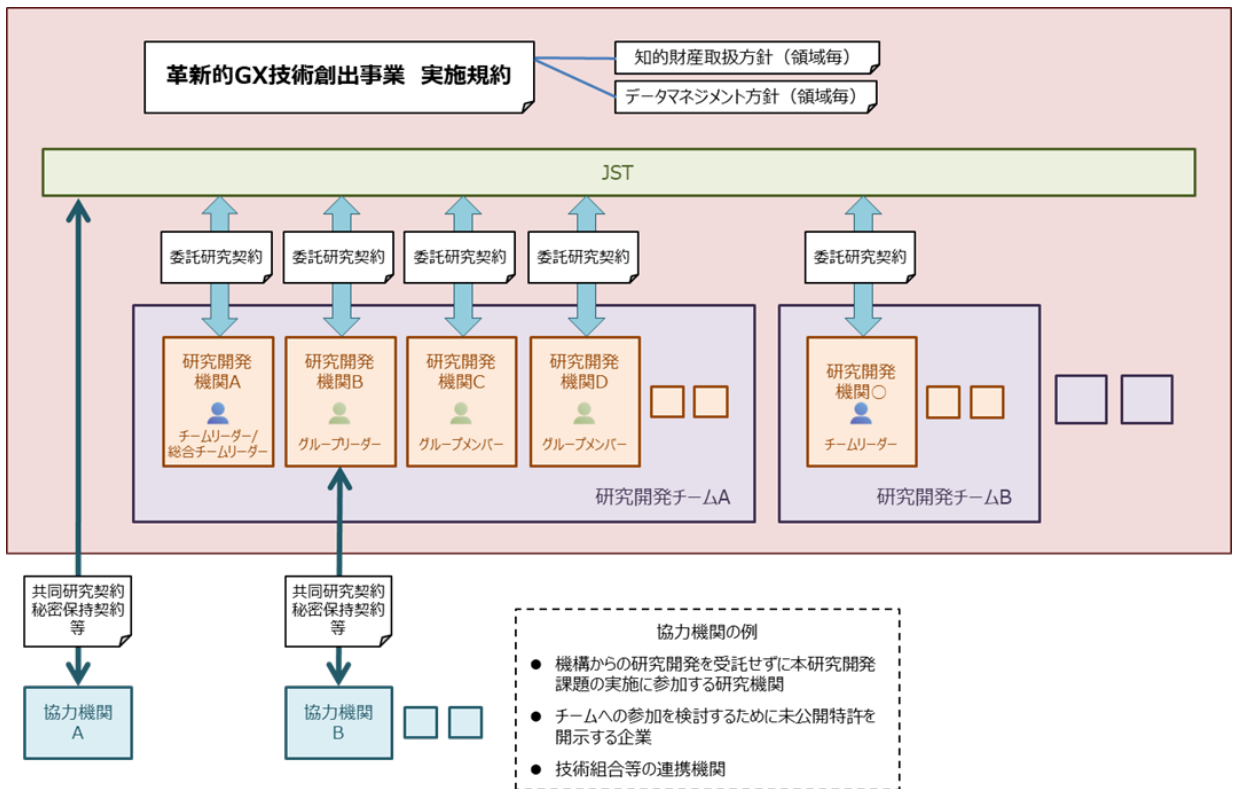
- ・ チーム型研究における研究開発チームは、チームリーダーのもと要素技術の研究開発を実施する複数のグループからなり、トータルシステムとしての最適化など、各テーマの達成に向けて、チームが一体となって研究を推進します。
 - ・ 革新的要素技術研究とは、チーム型研究の要素技術となり得る革新的な発想について、フュージビリティスタディを行うものです。個人研究あるいはごく少数の研究者で行われる研究となります。
 - ・ 研究開発推進上の必要性に応じて、研究員、研究補助員等を研究開発費の範囲内（研究開発機関の委託研究契約範囲内）で雇用し、参加させることが可能です。
 - ・ PO承認の上、研究の進捗に応じて、チーム編成の変更は可能です。
- ※ 本紙2ページ「はじめに」もご参照ください。

2.研究開発チーム編成は？

～実施規約の締結について～

GteXに参画する研究開発機関は、領域単位の実施規約に遵守していただきます。

JSTでは、研究開発機関と委託研究契約を締結しますが、委託研究契約は、JSTと研究開発機関間の1対1の契約であり、JSTから研究開発を受託する上での権利義務を定めたものです。実施規約は、研究開発機関及びJST(PD・POを含む)が領域内で誓約する規約です。実施規約には、知的財産権の取扱いやデータマネジメント等、研究開発課題を効果的に推進するために各構成員が遵守すべき手順等を定めます。なお、実施規約を遵守することは、委託研究契約書の特別条項に定めています。



2.研究開発チーム編成は？

～民間企業、海外研究機関の参加について～

■ 民間企業の参加について

- 研究開発代表者、主たる共同研究者、あるいは研究開発参加者として本事業の研究開発に参加ができます。
 - 請負業務の発注先である企業が研究開発グループとしてチームに参加する必要がある場合には、事前にJSTにご相談ください。
 - 研究開発要素を含む外注(再委託)は、原則、認められません。
 - 研究開発代表者と主たる共同研究者の人件費支出は認められません。
- ※100%子会社等または自社から調達を行う場合、利益排除が必要なケースがあります。下記に掲載の「委託研究契約事務処理説明書(以降「事務処理説明書」と記載)」をご確認いただき、適切な処理をお願いします。

<https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexc.html>

■ 海外研究機関の参加について

下記の要件をいずれも満たす場合、海外の研究機関の参加が可能です。なお、研究開発代表者自らは、国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが前提です。

□ 以下の観点でPOの承認が得られていること

- 研究開発代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ研究開発実施が困難であること
- 研究開発代表者が海外研究機関の研究進捗状況・成果を確実に把握できること

□ 当該機関とJSTとの間で、以下の条件を満たす契約を締結できること

- 当該機関からJSTへ、研究開発成果の知的財産権を無償譲渡すること(海外研究機関に対して産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)は適用不可)
- 研究契約およびJSTの経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究開発費の経費明細(収支簿相当)を英文で作成の上、JSTに提出できること
- 当該機関への間接経費の支払いが、直接経費(研究開発費)の30%を超えないこと
- 原則として、JSTが提示する内容で委託研究契約が締結ができること

2.研究開発チーム編成は？

～研究参加者の登録、学生の取扱い～

■研究開発参加者の登録

- 本事業の研究開発に参加するメンバーは、研究開発計画書に記載(登録)ください。
- 研究開発参加者として登録する対象は、研究開発代表者および主たる共同研究者の他、実質的・継続的に当該研究開発に関与する研究員、研究補助員、修士・博士課程の学生です。
- 研究開発参加者数は研究の実施に必要な十分な規模としてください。
- 原則として、旅費および人件費の支出対象となるのは、研究開発計画書に登録された研究参加者のみです。本研究の研究開発成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても研究開発計画書への登録が必要となります。例外として、年間を通しての従事期間が3ヶ月未満の研究参加者や招へい者であり、且つ本研究開発の研究開発成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がない場合は研究開発計画書への登録が省略できます。
- 他機関に所属する研究者や雇用関係のない学生を本事業の研究開発に参加させる場合は、委託研究契約等で規定される事項(知的財産権、守秘義務等)が遵守されるよう適切に対応いただくことが前提です。

■学生の登録要件

- 原則として、**修士・博士課程在籍の学生**であり、且つ基礎的な素養があり、実際の研究開発に重要な役割を担うこと。
- 上記または、当人が大学の通常のカリキュラムや学位研究の枠を越えた特別の任務を、学業に支障のない範囲で提供する場合(動物飼育、プログラミング、計測、データ解析等)。

■博士課程学生の処遇の改善

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究開発の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

2.研究開発チーム編成は？

～革新的GX技術創出事業の研究開発費で雇用された若手研究者の自発的な研究活動について～

■プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究開発代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究開発機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。

(参考資料)

- ・ 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>
- ・ プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>
- ・ 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する革新的GX技術創出事業の対応について
https://www.jst.go.jp/gtex/dl/senjukanwa_houshin.pdf

□ 対象者

以下のすべてを満たす者について、本事業に従事するエフォートの20%を上限として若手研究者の自発的な研究活動等が可能です。

※ 上記申し合わせのとおり、「プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動」を「自発的な研究活動等」とします。

- ① 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、本事業の実施のために雇用される者
- ② 40歳未満の者※
※ 活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者を対象とします。
ただし、複数年事業への採択などにより1つの活動等が年度をまたがる場合、活動等の実施期間中に40歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクトの実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は本制度の利用を可能とします。
- ③ 研究活動を行うことを職務に含む者

□ 実施条件

実施にあたっては次のすべての条件を満たすこととします。

- ① 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ② 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し所属研究機関が認めること
- ③ 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

□ 実施方法

研究機関で必要な手続きを行っていただき、JSTに報告していただきます。研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施することとしています。JSTへの報告については、研究計画書にその旨を記載してください。

3.研究開発費の決定は？

～研究開発計画書と委託研究契約～

■研究開発費は研究開発計画書をもとに、POが決定します。

■JSTは、研究開発代表者・主たる共同研究者の所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結し、研究開発費を支払います。

※研究開発計画書作成にあたっては、様式内や研究プロジェクト管理システム(R3:オールキューブ)の説明等を十分ご確認ください。

<https://r3.jst.go.jp/r3index.html>

研究
開発
計画
書

- 研究開発代表者が主たる共同研究者と相談の上、採択時に研究開発課題毎に1つ作成します。
- 全研究開発期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容・体制、予算計画等をまとめます。
- POの承認により、全研究開発期間を通じた予算総額が決定されます。ただし、この時点の予算総額はあくまで目安であり、毎年度見直しを行います。

の
改訂
研究
開発
計画
書

- 研究開発代表者が主たる共同研究者と相談の上、毎年度改訂を行います(各計画書様式内の説明や記載例を十分ご確認ください)。
- 2年度目からは、前年度までの研究進捗状況、研究開発成果等を反映し、当該年度に実施する研究開発計画に関する、研究開発内容、研究開発体制、予算実施計画等を改訂します。
- POの承認により**当該年度の予算**が決定されます。

※研究開発代表者及び主たる共同研究者は、自ら率いるグループの研究開発計画を、所属機関の契約・経理担当部署に伝達ください。ただし、個人情報・未公開情報等が含まれるため、研究開発計画書の管理には十分ご注意ください。

C機関
B機関
A機関
委託
研究
契約
書
(
○
、
変
更
契
約
書
)

- JSTと締結する委託研究契約書(※)には、当該年度の委託研究開発費と予算費目の内訳が記載されます。
- 2年度目以降の研究開発費は、当該年度の研究開発計画に基づいて決定され、期初に変更契約を締結します。
- JSTは、契約書に記載の当該年度研究開発費額を、委託研究開発費として各研究機関に支出します。

※契約書フォーマット等は下記をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.研究開発費の決定は？

～研究開発計画書作成上の留意点と計画変更～

作成時点で可能な限り精度の高い額を計上してください。

- 物品費については、既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを計上してください。
- 高額な調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意ください。
- 国立大学法人や独立行政法人等の政府関係機関は国際入札の適用を受けるので、高額物品等(令和6年度の物品調達は1,500万円以上)の調達を行う場合には、納期等を勘案の上、計上してください。
- 人件費は後年度にわたり多額の負担になるので、雇用開始時期にも留意の上、慎重に計上してください。

年度途中での研究開発計画の変更や、研究開発費の費目間流用が可能です。

- 研究開発の進捗やPOのマネジメント方針等により、計画は柔軟に変更することができます。
- 研究開発進捗状況・経費執行状況等を踏まえ、POの判断により年度途中で研究開発費を増額(又は減額)する場合があります。
- 一定の要件の下で、JSTの確認を必要とせず、柔軟に費目間流用することができます。詳しくは本紙19ページ「[6. 費目間流用は？](#)」をご参照ください。
- 費目間流用制限の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更(重要な研究開発項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正など。)を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です。

4.研究開発費は何に使えるのか？

～直接経費(研究開発費)と間接経費～

研究開発実施のために直接的に必要な様々な経費に支出できます。

■研究契約書上の費目と主な用途の例

研究契約書上の費目		主な用途の例
直接経費	物品費(※)	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発担当者及び研究開発計画書記載の研究開発参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費
	人件費・謝金	研究開発計画書記載の研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
	その他	研究開発成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、施設(研究実施場所)の借上経費、機器リース費用※、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス使用料、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額、バイアウト制度の代行経費等
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

※ 研究開発計画書上は物品費を「設備備品費」と「消耗品費」に区分して計上します。設備備品を購入する際には、所属する研究組織において利用可能な設備・機器(共通設備・機器等)と重複がないことを、予めご確認ください。

※ リース・レンタル料を複数年度分まとめて前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、当該年度の既経過期間分のみです。

※ 特許関連経費について、一部制度固有の取扱いがあります。詳しくは本紙25ページ「[11. 研究開発成果の扱いは？～知的財産権～](#)」をご参照ください。

※ さらに詳細な研究契約書上の費目と主な用途の例は、「事務処理説明書」及び「FAQ」をご確認ください。

[大学等] <https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexa.html>

[企業等] <https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexc.html>

■直接経費の対象とならないもの

- 本事業の研究開発の目的及び趣旨に合致しないもの
- 研究開発担当者(企業等の研究開発代表者、主たる共同研究者)の人件費
- 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費
- 研究開発要素のある再委託(外注)費
- 間接経費としての使用が適当と考えられるもの(通常の企業会計における一般管理費に該当するもの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます。)
- 「学会年会費」や「資格取得に係る費用」等で研究機関や研究開発参加者の権利となるもの
- 「敷金・保証金」等、予め戻入が予定されているもの
- 委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

4.研究開発費は何に使えるのか？

～直接経費支出にあたっての留意点～

■旅費

<支出対象事由>

- 研究開発成果の発表
- JSTが主催する当該領域内のミーティング、シンポジウム
- 研究開発チーム内のミーティング
- 直接経費により雇用される者の赴任旅費
- 外部専門家等の招へい
- フィールドワーク(観測、試料採取、現地調査等)
- その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

<支出対象者>

- 研究開発担当者(研究開発代表者、主たる共同研究者)
- 原則として研究開発計画書に記載の研究開発参加者
- 外部専門家等の招へい対象者

※学生については、成果発表のない学会への参加など教育目的のみでの旅費支出は認められません。研究機関の規定とも照らし適切にご判断ください。

■人件費

- 支出の対象は、本事業の研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者です。
- 次の人件費は、直接経費より支出することができません。
 - ① 企業等の研究開発代表者、主たる共同研究者の人件費
 - ② 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費

■その他

<会議費>

- 会場借料、飲食費用(アルコール類を除く。)等へ支出できます。
- 飲食費支出対象となる会議は、以下①②をいずれも満たすものです。
 - ① 本事業の研究開発に直接的に関係する会議(ワークショップ、シンポジウムを含む。)を主催する場合
 - ② 外部(チーム外)の研究者が参加する会議

<再委託>

- 研究開発要素を含む業務を第三者に再委託することはできません。

※ソフトウェアの開発を外部に発注する場合は、「その他」に計上してください(既製品は「物品費」に計上してください)。

研究費執行にあたっての留意点等詳細は、事務処理説明書をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

4.研究開発費は何に使えるのか？

～共通研究機器について～

共通研究機器整備費は、通常の研究開発費との費目間流用は認められません。委託研究実績報告において、共通研究機器整備費に係る執行状況をご提出いただきます。

■共通研究機器整備費の取り扱いについて

当事業では効率性や機器の操作に習熟した専任のオペレータ配置等の観点から、特に大型の研究機器等は集約して整備し、供用します。(これら集約して整備、供用する機器は、以下「共通研究機器」といいます。)

共通研究機器は、当事業において共通研究機器と認定されたものを示します。また、共通研究機器は、本事業で新規に導入した機器の他、既設の研究機器で本事業のために提供できるものがある場合は、これらの既設機器も含まれます。

共通研究機器は、各研究サイトにおいて分散して導入した設備を他サイトとの共同研究にも供するものは対象ではなく、主として大型の研究機器等を集約して整備し、管理責任者のもと一体的に維持・管理されるとともに、専任のオペレータによる試料作製や機器操作等を含む利便性を考慮して供用されるものが対象となります。このような観点から、共通研究機器整備では、以下の経費が支出対象となります。

- 共通研究機器にかかる設備費
- 共通研究機器の維持・管理費
- 共通研究機器の運用に必要な経費(専任オペレータの人件費、独立してメーターを設置したときの光熱水費、シーケンサー試薬など共通研究機器供用に必要な材料・消耗品費等)
- 共通研究機器の整備、供用のための施設賃借費(大学等において、他大学等に主たるサイトを有するチームに共通研究機器を供用するためのインキュベーション施設等の賃借費)

なお、共通研究機器整備費に係わる予算は、共通研究機器整備以外の目的のために支出することはできません。共通研究機器整備費は研究開発費とは異なる会計管理を実施する必要があり、各機関においては共通研究機器と個別研究機器の予算を切り分けて適切に管理することが求められます。共通研究機器整備費の会計管理内では、本紙19ページ「[6. 費目間流用は？](#)」に従い可能ですが、通常の研究開発費間との流用は認められません。

また、毎事業年度終了後、翌事業年度の5月31日までにJSTが定める提出様式に従い、共通研究機器整備費に係わる委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)をご提出いただきます。

■共通研究機器の運用指針

共通研究機器の整備・運用を行うチームは、共通研究機器の運用にあたり、JSTが定める「共通研究機器の運用指針」を遵守していただきます。「共通研究機器の運用指針」に基づき、共通機器の整備・運用を行うチームは、領域内の他の研究開発チーム、他領域の研究開発チームに対し、共通機器利用のサービスを提供していただきます。また、専任オペレータの配置、マシンタイムスケジュールの調整、マシン管理エリアのアクセス管理、現場でのサンプル調整等の利便性・効率性を考慮した運用をしていただきます。

4.研究開発費は何に使えるのか？

～直接経費からの研究開発代表者(PI)の人件費の支出について～

■直接経費からの研究代表者(PI)の人件費支出について

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の決定を受けて、直接経費からのPI人件費の支出ができるようになりました。

(参考資料)

- 競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi.jinkenhi.pdf>
- 「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」に関する革新的GX技術創出事業の対応について
https://www.jst.go.jp/gtex/dl/pi_houshin.pdf

□対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関のPI

※主たる共同研究者は対象外

□支出額

年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォートに乗じた額の範囲内

□実施条件

- ① 直接経費にPIの人件費(の一部)を計上することについて、PI本人が希望していること。
- ② PIの所属機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ PIの所属機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金、公費による人件費措置の対象者であって、かつ、当該資金に対する人件費の置換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

□研究機関において実施すべき事項等

- 体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。
- 研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- 直接経費からPI人件費を支出する場合は、特に適切なエフォート管理に留意すること。

□研究開発計画への反映等

PI人件費の計上は、研究開発計画書の記載要領に従うこと。

なお、期中に計画を見直してPI人件費を計上する場合には、費目間流用の範囲内であっても研究開発計画書を変更の上、事前にJST課題担当者に確認を求めること。

4.研究開発費は何に使えるのか？

～直接経費からの研究以外の業務の代行経費の支出について(バイアウト制度)～

■直接経費からの研究以外の業務の代行経費の支出について

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の決定を受けて、直接経費からの研究以外の業務の代行経費の支出ができるようになりました。

(参考資料)

- ・ 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行にかかる経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf
- ・ 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)」に関する革新的GX技術創出事業の対応について
https://www.jst.go.jp/gtex/dl/buyout_houshin.pdf

□ 対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関のPI
※主たる共同研究者は対象外

□ 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PIが所属研究機関において担っている業務のうち、研究プロジェクトの研究以外の業務(講義等の教育活動やそれに付随する事務等)の代行経費

□ 支出上限

支出額: 上限は定めない。

□ 研究機関において実施すべき事項等

- ・ 研究者の研究時間確保という制度趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・ PIとの合意に基づき、代行内容や費用等の事項について所属機関のバイアウト制度の仕組みに則った代行要員の確保等により実施すること。
- ・ 複数の研究費を合算して代行する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。
- ・ バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合は、特に適切なエフォート管理に留意すること。

□ 研究開発計画への反映等

バイアウト経費の計上は、研究開発計画書の記載要領に従うこと。

なお、期中に計画を見直してバイアウト経費を計上する場合には、費目間流用の範囲内であっても研究開発計画書を変更の上、事前にJST課題担当者に確認を求めること。

5.機器の共用や合算購入は？

研究機器の共用使用及び合算購入が一定の要件のもとで可能です。

■研究機器の共用使用

- 本事業の研究開発の実施に支障のない範囲内で、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用を積極的に検討してください。
 - 破損した場合の修繕費や光熱水費等使用に関する経費負担について明らかにしておくなど適切に対応する必要があります。
- ※上記は合算購入する研究機器にも適用されます。
※企業等に区分される機関は、公的研究開発事業に限り共用使用が可能です
が、事前にJSTへ申請する必要があります。
※制度の背景詳細は、本紙31ページ「[13. その他、研究開発推進上の留意点](#)」をご参考ください。

■研究機器の合算購入

- 本事業との合算に支障のない資金との合算であることが必要です。
 - 合算する各資金の要件を満たし、合理的に説明し得る負担割合であることを明らかにした上で、事前にJSTの確認を受ける必要があります。
 - 複数の研究者の資金を合算する場合は、異動時の取扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めください。
 - 既に他機関への異動が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入することは原則として認められません。
- ※企業等に区分される機関は、合算購入は認められません。

■その他の合算使用の取扱い

一つの契約に係る支払いを本事業の直接経費と他の経費で行う合算使用として認められる事例は、次のとおりです。

- 本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合
- 消耗品を購入する場合で、本事業と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合
- 本事業の直接経費と使途に制限のない資金（運営費交付金等の自己資金、寄付金等）とを合算して本事業のために使用する場合
※企業等に区分される機関は、自己資金等との合算により、固定資産の対象となる物品を取得することは認められません。

なお、合算購入にあたっては、各要件を満たすことを書面により明らかにした上で、下記に掲載している申請書をもって、事前にJSTの確認を受けてください。

<https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexa.html>

6.費目間流用は？

一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

■JSTの確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（直接経費総額の50%の額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき

- 上記の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更（重要な研究開発項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正など）を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です※。
- 流用の内容により、JST担当者がその詳細を後日確認することがあります。
- 費目間流用における「費目」とは、本紙13ページ「[4. 研究開発費は何に使えるのか？～直接経費（研究開発費）と間接経費～](#)」に記載された研究契約書上の直接経費4費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）を指します。研究開発計画書上の費目区分である設備備品費と消耗品費は同一費目（物品費）となります。
- 費目間流用を行っても、研究開発計画書の修正は必要ありません。

■JSTの確認が必要な場合の流用申請の手順

- 各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の50%（その額が500万円に満たないときは500万円）を超えるときは、JST（運営統括）の事前承認が必要です。

<流用申請の手順>

- ① 研究開発担当者がJST担当者に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を連絡※
- ② JST(PO)が研究実施上必要であるかどうかを判断
- ③ JSTから研究開発担当者へ費目間流用の可否を通知

※ JSTへの事前連絡では、『費目間流用申請書』をご利用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexa.html>

《ケーススタディ》

【ケース①】直接経費総額20,000千円、費目間流用額13,000千円

→ 事前確認要 [$20,000 \times 50\% > 5,000$ → 原則10,000千円まで事前確認不要]

【ケース②】直接経費総額20,000千円、費目間流用額6,000千円

→ 事前確認不要 [$20,000 \times 50\% > 5,000$ → 原則10,000千円まで事前確認不要]

【ケース③】直接経費総額8,000千円、費目間流用額6,000千円

→ 事前確認要 [$8,000 \times 50\% < 5,000$ → 原則5,000千円まで事前確認不要]

【ケース④】直接経費総額4,000千円、費目間流用額2,500千円

→ 事前確認不要 [$4,000 \times 50\% < 5,000$ → 原則5,000千円まで事前確認不要]

※ 事前確認不要となるケース②及び④については、研究開発計画の大幅な変更がないことが前提となります。

7. 次年度への繰越は？

～JSTの中長期目標期間中(令和4～8年度)～

複数年度で委託研究契約を締結することで、簡便な手続きにより研究開発費を繰越すことが可能です。

■繰越の対象

当初予想し得なかったやむを得ない事由により、研究開発計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究開発費を繰越して翌年度に実施する必要があるもの

- この他、年度末に判明する直接経費の残額(例えば、計画時には予想できない超過勤務費、消耗品費、消費税相当額等の見込み差額などによるもの)が発生する場合についても、翌年度の研究費として有効かつ計画的に使用されることを前提に当該直接経費の残額を繰越すことが可能です。
- 上記に当てはまらない単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外となります。
- 令和5年度採択の革新的要素技術研究については、単年度契約となるため繰越はできません。

■判明時期に応じた繰越手続き

1. 第3四半期まで(4～12月末)に判明した繰越 **※要事前相談**

※ 第3四半期までに判明した繰越については、事前相談が必要です。研究開発担当者からJST課題担当者へ相談ください。大学等の繰越が認められる場合は、以下(1)(2)いずれかの手続きを行います。

□ 大学等(大学、公的研究機関、及び公益法人等の公的性格を有する機関であってJSTが認めるもの)

(1) 未契約繰越※aの場合:

原則として、変更契約を締結した上で一旦JSTに返還。繰越が認められる場合は、予算を翌事業年度に振替

(2) 契約済繰越※bの場合:

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究開発費を研究機関に存置したまま繰越可能

※a 未契約繰越:

物品等調達「契約締結」及び「納品・検収」のいずれも翌事業年度となるもの

※b 契約済繰越:

物品等調達「契約締結」は当事業年度内に完了するが、「納品・検収」は翌事業年度となるもの

□ 企業等(民間企業等の「大学等」以外の研究機関)

10万円を超える直接経費を翌事業年度に執行する必要がある場合は、第3四半期までに研究担当者からJST課題担当者へご相談ください。翌事業年度での執行が認められる場合は、変更契約を締結した上で、一旦、JSTへ委託研究開発費を返還し、翌事業年度の委託研究開発費(予算)に振り替えることで対応します。

7. 次年度への繰越は？

～JSTの中長期目標期間中(令和4～8年度)～

2. 第4四半期に判明した繰越

□ 大学等

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究開発費を研究機関に存置したまま繰越可能。

※ 第4四半期に判明した繰越については、原則として、事前に理由等の報告を求めませんが、研究機関にて適切に判断の上、対応してください。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	翌事業年度
(1) 未契約繰越：原則、翌事業年度へ予算を振替 (要事前相談 / 変更契約締結)			(3) 原則、研究機関で繰越 (変更契約不要)	▶
(2) 契約済繰越：原則、研究機関で繰越 (要事前相談 / 変更契約 不要)				

□ 企業等

翌事業年度に本研究開発の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できることを前提に、10万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度とする委託研究開発費を繰り越すことが可能。

※ 詳細は下記をご参照下さい。

委託研究契約事務処理説明書 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/gtex/2023/gtexc.html>

■ 留意事項

- 判明時期にかかわらず、研究開発計画に大きな影響を及ぼすような繰越が生じる場合や研究開発資金の滞留が見込まれる場合は、研究開発担当者からJST課題担当者へ速やかに連絡ください。状況を勘案し、研究開発計画や予算の見直し等が必要となる場合があります。
- JSTが繰越の見込みも含めた執行状況の調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。その際、繰越の内容やその判明時期によっては、変更契約を締結した上で、一旦、JSTへ委託研究開発費を返還し、翌事業年度の委託研究開発費(予算)に振替えることで対応する場合があります。これにより当事業年度内に研究費を必要とする他の研究開発課題への配分等による資金の有効活用が可能となるため、ご協力をお願いします。

8. 移籍・異動が発生したら？

別の研究機関に移籍する場合でも、移籍先の研究機関で本事業の研究開発の継続が可能です。

■ 研究開発代表者・主たる共同研究者が別の研究機関へ移籍する場合

- ・ 移籍元の研究機関との研究契約を解約し、移籍先の研究機関と新たに研究契約を締結します。移籍判明後、速やかにJSTまでご連絡ください。
- ・ 移籍元から返還される委託研究開発費をJSTから移籍先に再配分することとなりますので、速やかにJSTまでご連絡いただくとともに研究開発計画書の変更を行ってください。
- ・ 直接経費で調達した「取得物品」は、移籍先研究機関へ引き継ぐよう研究契約書上で定めています。なお、機関区分(大学等又は企業等)により、物品の移動手続きが異なりますので、所属機関の事務担当者にご相談の上、ご対応ください。

上記は、研究開発代表者自らが国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが前提です。

■ 研究開発代表者・主たる共同研究者の所属部署名及び役職変更の場合（異動）

- ・ 所定の様式によりJSTへの届出が必要となりますので、所属機関の事務担当者にご連絡の上、手続きください。

9. ダイバーシティの推進について

JSTでは、研究者がライフイベント(出産・育児・介護)に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策(当該研究者の研究開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援)を実施しています。詳しくは下記をご参照ください。

研究活動におけるJST ダイバーシティの取り組み

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/index.html>

■研究開発代表者・主たる共同研究者のライフイベント時の本事業研究費の運用指針

期間中の対応	研究開発代表者・主たる共同研究者に代わりその役割を担える者が代行して引き続き研究開発を推進することが可能
研究開発期間の延長	研究開発期間は延長しない。
研究開発費の取扱い	変更しない。

■本事業の研究開発参加者のライフイベントについて

本事業の研究費(直接経費)により、研究員として専従雇用されている、もしくは申請時に支援対象期間における雇用が確定しており、かつ、妊娠中もしくは未就学児(小学校入学前までの子)の育児、或いは介護に主として従事しつつ研究開発活動を継続している研究員は、**出産・子育て・介護等支援制度**の利用が可能です。当該支援制度では、支援対象の研究員による研究開発の促進又は負担軽減に資する目的として「男女共同参画促進費」を支給しています(上限金額:月額30万円×支援月数)。詳しくは下記をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

10.公正で誠実な研究の推進に向けて

近年の相次ぐ研究活動における不正行為や不適切な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

JST研究倫理ホームページ

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

研究活動の不正行為もしくは研究費の不正使用が発見された場合には、その内容を精査し、委託研究の中止、研究費の全部または一部の返還、ならびに事実の公表措置をとることがあります。

- 委託研究開発費については、所属機関のルール等に従い、説明責任が果たせるよう適正・適切な執行をお願いします。

研究計画書に記載される研究参加者は、研究倫理教材(eAPRIN(旧CITI) eラーニングプログラム)においてJSTが指定する単元の履修を義務付けられています。

研究倫理教材履修の義務化(JST指定の必修単元)およびeAPRIN 履修対象者

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryu/e-learning.pdf>

- 所属機関による申し込みにて履修した場合には、履修後速やかに、修了証番号を研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)に登録してください。
- eAPRIN(旧CITI) eラーニングプログラム履修対象者が再三の督促にも拘わらず履修がなされないなど、対応が不十分とJSTが判断した場合は、委託研究費の全部または一部の執行停止など必要な措置を講じることがあります。
- 公募時にダイジェスト版を受講された方は、改めてJST指定の必修単元を受講していただく必要があります。

11. 研究開発成果の扱いは？

～知的財産権～

領域ごとに策定する「知的財産取扱方針」を遵守してください。特許等の知的財産権については、委託研究契約に基づき、原則として発明者の所属機関に帰属します。

- ・ 弁理士費用・出願費用等は、委託研究費の間接経費から支出することが可能です。
- ・ ただし、本事業では、「大学等の国内出願及び外国出願」に限り、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果にかかる特許関連経費について、直接経費からの費用計上を可能としています。
- ・ 特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までに申請を行い、JSTの承認を受ける必要があります。
- ・ なお、研究機関が発明等を権利化しない場合、その発明等をJSTが権利化する場合があります（研究機関が権利化をしない判断となった際は、JSTによる権利化可否検討や手続準備に時間を要するため、公知となる日の2ヶ月前までにご連絡ください）。

■知的財産取扱方針

GteXでは、将来的な事業化を念頭に置き、研究開発成果の展開シナリオ等を考慮した領域毎の「知的財産取扱方針」を策定し、各領域における研究成果の管理を行います。「知的財産取扱方針」は、JSTがPOを議長とする知的財産委員会の承認を経て、策定します。研究開発代表者や主たる共同研究者は、当該基本方針を確認し、遵守するようにしてください。

特許出願にあたってはPOの承認が必要となります。

- ・ 上記知的財産取扱方針に基づき適切に行ってください。
- ・ 研究開発成果の特許出願等を行う場合、事前に各領域POに届出なければなりません。各領域のPOは、特許出願内容の確認を行い、適切な権利範囲による効果的な特許権の取得のため、研究者に対し助言を行います。
- ・ 必ず発表前に特許出願を行うことを心がけてください。発明の新規性が喪失し、特許化が困難になります。なお、日本では、発表されてしまった発明を権利化するための例外的な救済策として、新規性喪失の例外に関する規定（特許法第30条）が設けられており、発表した日から1年間は新規性喪失の例外適用を受ける権利がありますが、あくまでも例外的な措置です。欧州などの諸外国では、特許化が不可能となる場合があります。
- ・ 知的財産権の出願や移転等に関して、委託研究契約書および本説明書に規定するJSTへの事前申請や各種通知が期限内に実施されるよう研究機関内において、ルールや体制を整備するなどして、漏れや遅延が発生することのないように徹底してください。

11. 研究開発成果の扱いは？

～外部発表・論文発表～

研究開発成果の外部への発信をお願いします。ステージゲート評価、事後評価の評価対象の一つになります。

外部発表にあたってはPOの承認が必要となります。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 論文発表、口頭発表 | <input type="checkbox"/> 研究開発報告書 |
| <input type="checkbox"/> 知的財産権 | <input type="checkbox"/> プレス発表等 |
| <input type="checkbox"/> シンポジウム、ワークショップ等 | <input type="checkbox"/> その他アウトリーチ活動 |

■外部発表の承認

研究開発成果の外部発表を行う場合、事前に各領域POに承認を得なければなりません。各領域POは、特許性の高い研究成果の場合においては、研究者に対し、外部発表の延期を求めることがあります。

研究開発成果の発表を希望される際は、研究開発代表者の事前承認を経てください。発表の際には、本事業により支援を受けたことを必ず表示してください。

「謝辞」(Acknowledgements)の欄に、下記例にならって本事業により支援を受けたことを必ず記載してください。

- 論文投稿システムを用いる場合は、ファンド情報として支援を受けた機関名(JST)、事業制度名(「GteX Program」)の情報に加えて、該当する課題のグラント番号を入力してください。
- グラント番号は、下記に掲載のグラント番号一覧をご参照ください。ご不明な点は、JST課題担当者にお問い合わせをお願いします。

<https://www.jst.go.jp/gtex/form/index.html>

<記載例>

【英文】

This work was supported by GteX Program Japan Grant Number JPMJGXxxxx.

【和文】

本研究は、JST革新的GX技術創出事業(GteX)、JPMJGXxxxxの支援を受けたものです。
※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

11. 研究開発成果の扱いは？

～プレス発表等～

重要な研究開発成果が得られた場合、積極的にプレス発表をお願いします。

プレス発表の方法は、①所属機関主体・JST共同発表、②JST主体・所属機関共同発表、③所属機関単独（JSTを含まない）、のいずれかとなります。

①または②の場合

- ・ 事業趣旨や研究開発計画に沿ったものか、新規性、成果のインパクト、論文公開時期（ウェブ速報版を含めプレス発表時点で公開前であることが必要）等を考慮し、POの承認を得た上で、JST主体の場合は文科省記者クラブ※でのプレス発表ができます。
- ・ JST・文科省間の手続きに2週間程要するため、公開時期の見通しが立ち次第、速やかに「プレス基本情報シート」に必要事項を記入の上、JST課題担当者にご連絡ください。
<https://www.jst.go.jp/gtex/form/index.html>
- ・ マスコミや一般の方々に伝わりやすい内容になるようプレス原稿を作成ください。プレス原稿はJSTが修正することがあります。
- ・ JST主体の場合、プレス形態は研究者によるレクチャーによる発表、または資料配付のみの発表のいずれかです。

※文科省記者クラブに属する報道機関

共同通信、日経、朝日、毎日、読売、日刊工業、NHK……など33社
（ただし、どこに掲載されるかは、内容や発表方法等によります）

③の場合

- ・ 所属機関が単独でプレス発表を行う場合にも、JSTへの事前連絡が必要ですので、JST 課題担当者へご連絡をお願いします。

※プレス発表に限らず、マスコミ等から本事業の研究開発に関する取材を個別に受ける（受けた）場合、「取材連絡票」に必要事項を御記入の上、JST課題担当者にご連絡ください。

<https://www.jst.go.jp/gtex/form/index.html>

イベントへのJSTの後援・共催には事前に手続きが必要です。

- ・ 研究開発成果の公表に資するイベント開催時、後援・共催等でのJSTの名義使用には、事前に所定の手続きが必要です。
- ・ 所定のフォーマットに基づき、イベント情報を記載した申請書をJST課題担当者宛にお送りください（支援形態により、宛先が異なるため、まずはJST課題担当者へご確認ください）。
- ・ JSTまたは本事業のロゴマーク使用にあたっては、JST課題担当者にご相談ください。

11. 研究開発成果の扱いは？

～論文オープンアクセス・データマネジメント～

内閣府の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」により、「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」が平成27年3月に公表され、オープンサイエンスに関する基本姿勢・基本方針がとりまとめられ、各省庁、資金配分機関、大学・研究機関等がオープンサイエンスの実施方針及び実施計画を策定することが明記されました。さらに、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、社会全体のデジタル化や世界的なオープンサイエンスの潮流を捉えた研究そのもののDXを通じて、より付加価値の高い研究開発成果を創出して我が国が存在感を発揮することを目指し、同時に、グローバルな視点からも、オープンサイエンスの発展に貢献するとしています。

このような動向を踏まえ、JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を令和4年4月に改訂しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

本事業の研究開発による成果(論文)のオープンアクセス化をお願いします。

- 本事業の研究開発で得られた成果(論文)について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として出版後12ヶ月以内に公開いただきます。
- 研究開発成果論文を発表した学術誌等が求める各種許諾条件等によってオープンアクセス化が難しい場合には、JST課題担当者にご相談ください。

データマネジメントプランの作成・実施をお願いします。

本事業に採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究開発計画書と併せてJSTに提出していただきます。また、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。詳しくは、本ページ中のJSTの基本方針をご参照ください。

領域で定める「データマネジメント方針」への遵守をお願いします。

GteXでは、データマネジメント方針を定めた上で、各種実験・計測データの管理を実施します。データマネジメント方針については、JSTが今後、各領域におけるデータマネジメントを担当する研究チームの研究者と検討を行います。各領域における研究者は、各領域において策定後、本方針に遵守いただきます。

11. 研究開発成果の扱いは？

～研究開発報告書～

研究開発報告書は、POによる進捗状況の把握や評価の基礎資料となります。

※ 報告書作成にあたっては、様式内や研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)の説明等を十分ご確認ください。

1. 研究開発成果データ

発表論文数、口頭発表件数、特許出願件数などを年度途中にも、所定の様式にて報告していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

2. 研究開発年次報告書

年度毎の研究実施状況等に係る報告書を作成(各年度末頃)し、POがレビューします。また、本報告の内容の主要部分をJSTホームページ等で一般に公開します。

3. ステージゲート評価用資料

ステージゲート評価の基礎資料としてステージゲート評価用資料を作成いただきます。評価が近づいたらJSTより作成を依頼します。

4. 研究開発終了報告書

研究開発期間終了時に作成するもの。研究開発成果をとりまとめ、今後期待される波及効果等を明らかにすることを目的とし、研究課題の事後評価の資料ともなります。ここで報告された内容は、JSTホームページ等で一般に公開します。

上記4種の報告書について、いずれも研究開発代表者がとりまとめて、研究開発チームとして1つの報告書を提出いただきます。

12. 評価は？

～課題評価～

課題評価は、研究開発課題の研究開発チームおよびグループを対象として実施します。

■事前、ステージゲート、および事後評価

事前評価（課題の選考）、ステージゲート評価、事後評価は、研究開発課題ごとに、POが領域アドバイザーや外部評価者の協力を得て行います。

- 評価は、研究開発チームおよびグループを対象として実施します。
- 評価の結果は、研究開発チームだけでなく、グループ単位で公表し、以後の研究開発計画の調整、資源配分（研究開発費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了（中止）や研究開発課題間の調整等の措置を行います。

□ステージゲート評価

- GteXでは、原則事業開始から3年度目、5年度目にステージゲート評価を行い、研究開発課題の継続、中止、研究開発費の増減、研究開発体制の見直し等について判断します。上記の他にも、各領域POの判断により、適時ステージゲート評価を行う場合があります。ステージゲート評価では、研究開発成果の創出等の研究開発の進捗、社会実装可能性、将来的な市場波及性、環境負荷を踏まえた GHG 削減への貢献の観点等から評価します。
- ステージゲート評価の結果次第で、チーム型研究の研究期間は最大で 10 年とすることができます。

□事後評価

- 最終年度に実施します。研究開発の実施状況、研究開発成果、普及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開および事業運営の改善に資することを目的としています。
- 外部発表や特許等、研究を通じて得られた研究開発成果の状況や、得られた研究開発成果の科学技術への貢献について評価します。

■評価結果

評価結果は、JSTのウェブサイトを通じて一般に公開します。

13. その他、研究開発推進上の留意点

■事業外連携について

本事業では、文部科学省と経済産業省との合同検討会やガバニングボードによる政策連携、JSTと国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)との事業間連携を促進します。さらに、本事業のプログラムディレクター(PD)が同じく運営を統括するJST 戦略的創造研究推進事業 先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next)をはじめとする他事業との積極的な連携を図ります。

■若手研究者の積極的な参画・活躍について

研究開発代表者および主たる共同研究者は、本事業の研究開発に参画・雇用する若手研究者の将来について大きな責任を負っていることを改めてご認識いただき、参画研究者の研究開発終了後のキャリアを考慮し、産学官の多様な領域において活躍する人材輩出に努めていただくようお願いいたします。

■国際連携について

GteXでは、GX推進におけるグローバルなネットワークの核になっていくことを目指して、戦略的・積極的な海外連携を促進します。海外連携機関と合同で国際WS等を開催する場合があります。チームリーダー・主たる共同研究者等は、PD・POの要請に応じて参加いただきます。

■既存の研究施設・設備の有効活用について

「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」を運用することが求められています。また、「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、「競争的研究費による大型設備・機器は原則共用とすることが適当」とされています。詳しくは下記をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

■「国民との科学・技術対話」について

研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

13. その他、研究開発推進上の留意点

■事故発生時の報告

本委託研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかにJSTに対して書面にて報告ください。

■生命倫理および安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

■研究上必要な、相手方の同意・協力についての対応

研究開発計画上、相手方の同意・協力、個人情報への取扱いの配慮を必要とする研究または調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

■安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。また、各機関の取り決め適切に従ってください。なお、令和4年5月1日より、「みなし輸出」管理の運用明確化を含めた省令・通達が施行・適用されました。

・安全保障貿易管理(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

・「みなし輸出管理」の明確化について

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

■海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセス

海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。また、生物遺伝資源その他の研究材料の移転が発生する場合は、必要となる試料提供契約(MTA: Material Transfer Agreement)の締結を行ってください。

■府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、研究開発活動に関する各種情報が、内閣府に提供されます。論文・特許等の成果情報や会計実績については、e-Radでの入力をお願いします。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成29年6月22日改正)に基づき、エフォートについては、競争的資金の過度の集中を排除する観点から、採択後に変更が生じた場合は、e-Radの登録情報の修正が必要です。修正に当たっては、JST担当にも理由と共に必ず事前の報告をお願いいたします。

14. 社会実装に向けた成果展開のための支援

創出された成果の支援終了後のさらなる展開を支援し、社会・経済へのインパクトの最大化を図ります。具体的には、支援期間中から、研究進捗状況や成果を積極的に発信し、さらなる展開の可能性を探ります。また、JST内外の関連事業・制度と連携しつつ、慎重なパートナー選定や産業界・投資家へ受渡しを支援します。

■JSTの産学連携・技術移転関連制度の活用

JSTでは、「新技術の企業化」に係る、各種技術移転支援制度や研究成果の社会還元を促進するため、以下の制度を運営しています。本事業によって得られた成果を実用化につなげていくため、積極的な活用をご提案します。

- **新技術説明会**: 大学、高等専門学校、国立研究開発法人の研究成果(特許)を実用化(技術移転)させることを目的として、新技術や産学連携に興味のある企業関係者に向けて、研究者(=発明者)自らが直接プレゼンする特許の説明会です。
<https://shingi.jst.go.jp/>
- **イノベーション・ジャパンー大学見本市**: 国内最大規模の産学マッチングのチャンスであるイノベーション・ジャパンにおいて、大学等から創出された研究成果の社会還元、技術移転を促進すると共に産学連携を支援するための研究開発成果の見本市です。
<https://www.jst.go.jp/tt/fair/>
- **JST知財サポートによる知財化・連携企業等の提案サポート**: 研究課題の公募・採択、研究開始、研究成果の出願・ライセンス活動といった各段階で適切な知財支援を行い、JSTファンディング事業の優れた研究成果の権利化及び権利活用を促進します。
- **大学等知財基盤強化支援<権利化支援>**: 大学等の特許出願であって、大学等が保有することで将来的に技術移転活動及び特許利用の可能性が高いものを、大学等保有のまま外国特許出願費用を支援します。
https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html
- **研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)**: 大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を基にした実用化を目指すための幅広い研究開発フェーズを対象とした技術移転支援制度です。
<https://www.jst.go.jp/a-step/index.html>
- **出資型新事業創出支援プログラム(SUCCESS)**: JSTの各種事業における研究開発成果の実用化をめざすベンチャー精神にあふれる方々を、出資や人的・技術的援助(ハンズオン)により支援する制度です。
<https://www.jst.go.jp/entre/>
- **大学発新産業創出プログラム(START)**: 大学発ベンチャーの起業前段階から民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高いシーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指します。
<https://www.jst.go.jp/start/>

15. JST情報サービスのご案内

■ researchmap

researchmapはJSTが運営する日本の研究者総覧データベースで、約32万人の研究者が登録しています。研究者のプロフィール情報及び業績情報を登録・管理でき、インターネットを通して公開が可能です。また、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。

JSTでも、研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)との連携、事業HPからのリンク、事業運営におけるresearchmap コミュニティ機能の利用などを行っています。登録・最新情報の随時更新にご協力をお願いします。

<https://researchmap.jp/>

■ JREC-IN Portal

JREC-IN Portalは、高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)を公募する際にお使いいただけます。

<https://jrecin.jst.go.jp/>

■ バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)からのデータ公開

- Integbioデータベースカタログ

国内外のデータベース情報を収集し、掲載します。あなたが構築したデータベースの情報をお寄せください。

<https://integbio.jp/dbcatalog/?lang=ja>

- 生命科学系データベース アーカイブ

研究データを、無償で長期的に保管し、公開します。公開に先だってNBDC研究員がデータ整理をお手伝いします。寄託先・バックアップ先としてご利用ください。

<https://dbarchive.biosciencedbc.jp/index.html>

- NBDCヒトデータベース

ヒト試料由来データのリポジトリです。米dbGAP、欧EGAとともに制限公開データの国際的な推奨登録先です。生命情報・DDBJセンターとの共同運営です。

<https://humandbs.biosciencedbc.jp/>

※お問合せ先:NBDC企画運営室 nbdc-kikaku[at]jst.go.jp ([at]を@に変えてください)

■ Jxiv

Jxivは、日本で初めての本格的なプレプリントサーバです。未発表の査読前論文(プレプリント)を分野問わず、受け付けています。記事は全てオープンアクセスとなり、投稿言語は日本語または英語です。研究成果を早期に公開する発信手段としてご利用下さい。

※知的財産権の取得に影響しないように十分に留意してください。

<https://jxiv.jst.go.jp/>

最新版の革新的GX技術創出事業ガイドや各種様式は
「研究者へのマニュアル」ページでご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/gtex/form/index.html>

委託研究契約に係る書類や研究費執行にあたってのより詳細な留意点等は、
下記「委託研究契約に係る書類」ページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

【問合せ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構
未来創造研究開発推進部

E-mail : [gtex\[at\]jst.go.jp](mailto:gtex[at]jst.go.jp) ※[at]を@に置換ください
TEL:03-3512-3543 / FAX:03-3512-3533